

令和 3 年

議会改革特別委員会記録

令和 3 年 3 月 2 日

東伊豆町議会

議会改革特別委員会記録

令和3年3月2日（火）午前9時30分開会

出席委員（11名）

1番	楠山節雄君	3番	稲葉義仁君
5番	栗原京子君	6番	西塚孝男君
7番	須佐衛君	8番	村木脩君
10番	内山愼一君	11番	藤井廣明君
12番	鈴木勉君	13番	定居利子君
14番	山田直志君		

欠席委員（1名）

2番 笠井政明君

議会事務局

議会事務局長 国持健一君 書記 吉田瑞樹君

開会 午前 9時30分

○委員長（山田直志君） おはようございます。

ただいまの出席は11名で、委員定数の半数に達しております。よって、本特別委員会は成り立ちましたので、直ちに開会いたします。

議長挨拶はいいですか。じゃ、すぐに議題のほうに。

すみません、笠井委員は所用のため欠席ということですので、御報告をいたします。

議題のほうに入りたいと思います。

まず、常任委員会の活動充実（見直し）についてということで、この間、事務局のほうでいろいろと調べていただきました。その結果について、事務局より報告をいたします。

○書記（吉田瑞樹君） おはようございます。

常任委員会の活動の充実ということで、今までの特別委員会で、なかなかちょっと前に進まなかったというのが、いろいろちょっとネックになっている点がありまして、その一つというのが、この常任委員会、協議会が法定化されていないという、正式な委員会ではないということで、なかなかちょっと前に話が進まなかったということが、経過がございます。

事務局のほうで、何とかできないかということで調べてみたんですが、資料の1ページ、上から3番目の委員会（協議会）という、こちらをちょっと御覧ください。

まず、議員必携のほうをちょっと調べてみましたら、このようなことが書かれていました。

協議、調整のため委員会協議会が開かれる場合がある。協議の場として位置づけた法定の委員会協議会とすることはできるが、実態としては事実上の委員会協議会としているところが多いということで、これはどういうことかと言いますと、今現在、全員協議会というものがうちの町にあります。これが協議の場として、地方自治法ですとか会議規則で位置づけられて設置がされています。

この全員協議会と同じように、協議の場として委員会協議会を設置することができるということが書かれておりまして、早速、全国議長会のほうに問合せしてみました。

資料2ページを御覧ください。

令和3年2月4日、全国議長会へTEL確認とあります。

まず、質問の1つ目、Q1、常任委員会協議会を、全員協議会と同様に地方自治法に定める「協議の場」として位置づけることは可能かという質問に対しまして、全国議長会のほう

からは回答として、会議規則で委員会協議会を「協議の場」として規定すれば可能である。

今現在、会議規則で「協議の場」として規定されているのは全員協議会だけですので、これに委員会協議会をつけ加えれば可能ということです。

質問の2つ目、委員会協議会が、災害現場や工事現場等へ現地視察した際の事故は、公務災害の対象となるかという質問に対しまして、回答として、会議規則に規定された委員会協議会で「委員派遣」または「議員派遣」の手続を取れば可能となるという回答でした。委員派遣の手続はどのようなものかと言いますと、例えば、災害現場、工事現場ですとか、視察のほうに委員長が行きたいということがあった場合、書類として委員長から議長宛てに通知をするというような手続になります。議員派遣については、これは議会の議決という手続になります。

質問の3番目、Q3、委員会協議会の会議開催時の費用弁償、これ交通費のことですね、交通費は支給対象となるのか。これは回答として、もちろん支給対象となるというような回答でした。

その下の補足として、委員会協議会は、会議規則に規定している議会は、比較的、市に多いそうです。ただ、町でもこのように規定しているところもあるそうです。

一番大事なこと、これは全員協議会の方に言われたんですけども、いずれにしても全員協議会と委員会協議会を今後どのように分けするのかなど、決め事、ルールを作成したほうが良いというような助言をいただきまして、資料の1ページに、またちょっと戻っていただいて、簡単におさらいではないんですけども、委員会協議会と全員協議会と常任委員会、議案等説明会はどのような位置づけになっているのか、区分になっているのかということで、簡単に記した資料です。ちょっとこれ、簡単に説明させていただきます。

一番上の議会全員協議会、これは議案の審査または議案の運営に関し協議又は調整を行う場として、これは地方自治法の100条と議会会議規則127条に規定されております。

具体的にどのような内容かと言いますと、議会独自の協議または意見調整、本会議の審査に伴う協議または意見調整、町村長による事前説明及び意見の聴取、協議または意見の調整の場であることを基本とし、あくまで活発で円滑な議会運営活動を目指した良識ある運用を図る必要があるというふうに、議員必携のほうには記されております。

次に、常任委員会とはどのようなものかと言いますと、これは地方自治法の109条と委員会条例のほうに規定されております。

常任委員会の権限は調査権と審査権、これ2つの権限があるということです。

調査権というのはどのようなものかと言いますと、これはうちの町もよく行っている所管事務の調査、次に自治法の100条、いわゆる100条調査というものです。その下が自治法の98条、これは98条調査、以前うちの町では、特別委員会を設置して98条と100条調査を行ったんですが、これは常任委員会のほうにも、このような権限があるということです。

次には審査権、どういうものかと言いますと、議会の予備的審査機関として、議案、請願等を審査する権限ということです。

会議規則に定める手続による付託行為があつて初めてその権限を現実に行使できる。必要があるときは閉会中の継続審査の手続が取られるということで、これは議会の議決が必要だということです。

その下の常任委員会協議会、これは今ちょっと説明をしたところなんですが、これ、以前、特別委員会で月例日、毎月第三火曜日に月例日を設けて、この中で常任委員会協議会を開催してはどうかという御提案がありましたので、この月例日に常任委員会協議会を開催して、その中で、例えば常任委員会ごとでどのような活動をするのか話し合いをしたり、あと、当局、各課の報告事項、相談事項ありましたら、この協議会の中で当局のほうから説明を受けたらどうかという、これは御提案でございます。

その下の議案等説明会、これにつきましては、今行っているもの、これと変わりはございません。

大体、以上がその内容になっていますけれども、先ほどちょっと説明した会議規則の改正については、詳しい、どのような改正になるかは、この後の全員協議会の中で説明したいと思います。

説明のほうは以上です。

○委員長（山田直志君） 前回の委員会でも話が出たように、委員会を動かすということで考えたときに、今までは通年会期というような形で、会期、ずっと会期中だということでない、議会として委員会等が開催ができないというのが一つの課題としてあったんですけども、この間、確かに議会広報やなんか見ても、委員会協議会とかいう言葉が多くて、結果的に事務局が調べたら、この会議規則、委員会条例改正等で、委員会協議会という形で委員会を動かすことができるということが分かってきたもんですから、その辺について、皆さんの、このほうが動かしやすくはなっていくと思うので、多少の縛りはあるし、今後まだ詰めて、ルール化していくところはあると思うんですけども、議員の活動としては、今まで以上に活動しやすくなる一つの方法かなと思うんですけども、皆さんの御意見はいかがですか。

○3番（稲葉義仁君） いわゆる常任委員会と常任委員会協議会、この場合、与えられる権限というか、能力って何か違いが出ますか。

○委員長（山田直志君） そこは、はっきり言って、まだ多少グレーゾーンがあって、ただ、今までどおり、正式な常任委員会は、いずれにしても、会期中に、例えば分割付託とかで議案の委託審査をするとか、やはり請願の審査をするという、法律行為として残っているので、ここの部分については、常任委員会ということは変わらないと思います。

ただ、協議の、当然議会として、協議の場が必要だということで、その辺の中身で言うと、今まで所管事務でやらなきゃいけなかったようなやつも、かなり委員会協議会の中に取り込んでやっていけるよねというのを、ちょっと私も個人的に幾つかの、例えば真鶴とか大磯とか、そういうところの町のやつを見てみると、かなり今まで、うちの町では所管事務みたいな形でやっていたような、もうちょっと緩いようなものも、かなり常任委員会協議会でできるということも分かってきましたので、法律的にある議案の審議、請願の審議と、ここはもう動かさないですから、ただ、あと、それ以降の問題については、まだ今後詰めていかなきゃならない、いわゆる、そこで出た委員会の意見なりが、どういうふうに当局なりに伝えていくのかとかいうことについては、まだちょっと詰め切れていない部分もあります。

ただ、それよりもまず、みんなで集まって活動しやすくするという面のほうを、少し考えて、結果をどうするかというのはその先でも、ちょっといいのかなというふうには、今のところ、事務局ともそういう方向で話し合っています。

○3番（稲葉義仁君） これ、会議規則の設定の仕方にもよると思うんですけども、委員会協議会での協議内容は、原則公開にできると考えていいんですよね。

○委員長（山田直志君） 考え方からすると、会議規則に乗っける以上、基本はやはり公開。

ただ、一言一句やるのか、ちょっとその辺は事務局的にも、かなりそのことによって活発になるのはいいんですけども、全部会議録、会議録という形になってくると、事務局とか、あとやはり会議録に委託するという部分の経費の問題もあるので、そこはただ箇条書きにするとか、表現の仕方は少し、正規の定例会や本会議とはちょっと違いが出るかなというふうには思いますが、今のは単純に全部会議録にしたら、めちゃくちゃ事務局と、あと経費の負担もあるので、一応そんな話はしています。

○3番（稲葉義仁君） 会議録を作れという意味合いではなくて……。

○委員長（山田直志君） かえって分かりやすい部分にしたほうが、町民の皆さんに公開した場合も一字一句書いてあるよりも、そのほうが分かりやすいというのがありますから、まだ

検討中ですけれども。

○3番（稲葉義仁君） 了解です。

○委員長（山田直志君） ほか、いかがですか。

○11番（藤井廣明君） ちょっと教えてほしいんですが、ここの常任委員会の権限のところを読みますと、調査権はあるんだと。これは、そういった権限を持っているということであれば、特別調査委員会というのは不必要になってしまうのかなという感じしちゃうんですけども、その辺の兼ね合いというか、整合性というのはどんなふうを考えればいいですか。

○委員長（山田直志君） 恐らく、この件は100条のときのあれもあるんですけども、常任委員会でもできるし、特別委員会でもできるという解釈です。

ただ、恐らくこの中に入らないんですけども、懲罰なんかの場合は、もう自動的に懲罰特別委員会を設置するというふうに、自動的になっていますけれども、それ以外の、やはり100条調査についても、委員会でやるか特別委員会でやるかというのは、議会の判断によって行うべきということで、ただ、常任委員会でもできるという考え方です、ここにあるのは。

ですから、常任委員会で正規に調査、この調査権の審査ということについて言えば、これは両方とも議決が必要な事項ですから、常任委員会協議会で調査権、審査権というのを発動できるということでは、当然ありません。

ここはどうしても、あくまでも委員会協議会の調整の場なので。

○11番（藤井廣明君） 今の件である程度分かったんですが、例えば、問題が大きいから、両委員会が、現在は2つあるわけで、その両方、全員からこの問題については特別調査委員が、委員会が必要だということで立ち上げるのかな、問題の大きさとか深刻さとか、そういった問題によって特別調査委員会を立ち上げればいいのか、そのホンカンは、もし、通常のかどうか、重大でなければ、常任委員会で、どちらかで調査すればいいのか、こんな理解でいいんでしょうかね。どうですか。

○委員長（山田直志君） 僕が答えてもあれだけども、調べている限りで言うと、委員会協議会は、基本的に議案とかいろいろ、町の政策決定にするための予備の、やはり調査、意見を議員同士が協議するという部分がやはり中心だと思うんですよ。

調査権、100条とか98条、調査権、審査権とかという問題になると、それはやはり、本会議やいろんな形の議会の中で問題が明らかになって、そのことについて、やはり今度は、それはもう議会として意思決定をするという形になると思うので、あくまでも常任委員会協議会は、議案やいろんな課題についてのことを下調べという活動の範囲にとどまるんであって、

それ以上のことについては、もう基本的には全員協議会とか、そういう場で検討していただくしかないのではないのかなと。

あくまでも、今まではできなかった下調べや、議員が個人で動いたりしていたことを、みんなで委員会で動いたり勉強するという、下調べの範囲が広がったというふうに解釈をしていただくことがいいのかなと思います。

○1番（楠山節雄君） 今、委員長言われたように、特別委員会を設置をするかしないかというのは、議会全員協議会の中で皆さんの意見を聴取しながら、それは決めていくという考え方でいいわけですよ。

○委員長（山田直志君） そうです。

調査権なんて、そんな、そもそもそんなに発動することもない話で、あっても困るんですけども、それはそのときの全協で。

あくまで今回ののは、今までは定例会の時以外には縛られていた常任委員会の活動が、会議規則の改正等によって、もう少し緩やかにできると。今まで1人で勉強するとか、1人でいろいろ意見聞くということが、委員会単位でいろんな行動をそこで取れるわけで、言えば、これはだめかなと思ったんですけども、詰めていくと、やはり担当局に来ていただいて、所管事務みたいに簡単な説明を受けるなんてことも、実際委員会協議会の場で、真鶴だとか大磯だとか箱根だとか、いろいろケースを見てみるとやっていますので、そこは本当に、常任委員会の活動がかなり自由にできる分野が増えるというふうに考えていただくことがいいんじゃないかなと思います。

○1番（楠山節雄君） あと1点いいですか。

2ページのほうに、クエスチョン、アンサーが書かれているんですが、その中で、災害現場だとか工事現場、工事現場あたりは緊急性を要しなくて、多分余裕があつてだと思うんですけども、例えば災害現場へ行くとかというのは、どちらかというところすごい緊急的な中で、この辺の行動が出てくるわけではないですか。その場合は、委員長から議長へという、その事務手続的な、その時間というのがないで行きたいと、後からみたいな形が、書類上はできないと思うんですけども、その辺のタイムスケジュールではないですけども、それはどんな考え方ですかね。

○委員長（山田直志君） 昨日、ちょっと事務局と僕とは意見の相違があつたんですけども、恐らくこの部分についても、基本はやはり全部、工事現場にしても災害現場にしても、危機管理上対応しているの町ですから、町にやはり、議長を通して、やはり確認を取って行かな

ければいけないんで、委員会協議会だからといって、委員長が勝手に動いてやるということにはならないので、基本的には議長に申出をして、議長もちゃんと把握して、それは適切な活動だなという判断がなければいけないし、当然、当局側もやはり、いろんな時期時期の都合があるので、議会の一方的な必要性だけでは、当然決まらないので、当然、この委員会協議会についてやる場合は、ある程度の期間持って、できるだけ、第1と第3あるわけですから、この次は、次はこの辺ぐらいがやりたいよというのを、あらかじめ議長に連絡をして、報告をしていただいて、その上でやっていくというのが、もう全ての基根で、そうしないと、やはり議長に連絡がないものは、公務災害の関係もだめですし、町との関係でも、委員会が勝手に、おら担当委員会だから現場見に行くとか、そういうことは基本的に、委員会であっても個人であってもだめなものだめなので。

○1番（楠山節雄君） はい、了解です。

○13番（定居利子君） 懲罰委員会の件でお伺いしたいんですけれども、一般質問等で懲罰に値する言葉とか行動が出た場合、とりあえず議運を開いてくださいということで、それで値するか値しないかを議運で判断するんですけれども、もし、懲罰委員会が、じゃ、そこで懲罰委員会を設置しようではとなったときには、議運で例えばそういう答えが出るのか、それとも全協で懲罰委員会を設置しようかというのが、できるのかどうなのか、それはどちらのほうで決められるんですか。

○委員長（山田直志君） 基本的には、それは議会運営委員会で、もう懲罰に該当するということの判断をした場合には、恐らく議会運営委員会で懲罰特別委員会を設置するというのを全員協議会にかける必要があるわけで、あくまでも審査自体は、そういうことはない、そうはいつでも、うちの町では何回かあるんですけれども、あくまでも基本は、やはりその可否については特別委員会を設置するというのは、もう法律的行為ですから、議運であれ全協であれ、そういう方向で動かざるを得ないことになると思う。

○13番（定居利子君） 議運でそう決定した場合には、それでは全協で開いて、全協で皆さんに報告するという形になるんですよね。

○委員長（山田直志君） それはそういうことだと思います。

これはあくまでも、懲罰の場合は法律行為なので、今、手続は自治法等々に定められたルールにのっとってやるということで、それが特別委員会なのか、どうするかというのは、また。

○書記（吉田瑞樹君） 最終的には、特別委員会の設置は議会の議決が必要になりますんで、

本会議で議決が必要になると思います。

○委員長（山田直志君） 今回、中心はあくまでも、今まで常任委員会の活動をもう少し活発にやりたいよねというところが出発点で、それからちょっと、前回の委員会の時は、通年みたいな形なら、年中開いているということで、常任委員会開けるよねという考え方をしたんですけれども、今回、こういう形で委員会協議会という形でできますよという、一つの考え方が出てきたわけで、そうすると、今までの通常の会期のところや何かを見直さなくても、こここのところの会議規則等の改正だけで、割と緩やかに常任委員会の活動ってやれますよという。

いかがですか、皆さん、ほかのところは。

私、ちょっと思ったのは、今まで意見交換会なんかもやってきたんですけれども、それも場合によっては委員会協議会でそのままできるので、ちょっと自分の中では、今まで議会改革の特別委員会があるからという形の枠組みでやれているからいいなと思っていたんですけれども、もし、この議会改革の特別委員会なくなっても、そういう取組は委員会ごとにもできますよというふうな形で、その取組は継続もできるのかなというふうにも考えています。

それを言う内容になるのかなと思うんですけれども。

○12番（鈴木 勉君） 今回、今説明している常任委員会と、なぜこれが必要だという形で取り上げてきたの。

委員長は違ったものにしたいということでしょう。何で。

○委員長（山田直志君） 今までうちの町は、委員会協議会とかいう集まりはあったんですけども、会議規則等の明文化はなくて、非公開の委員会協議会だったわけですよ。

でも、やはり委員会、議会の活動を、やはり町民の皆さんに知ってもらうためには、やはりちゃんと公開できる、しっかりとした、やはり仕組み、位置づけが必要だということが一つ。

また、今言ったように、意見交換会にしる、またいろんな形で議員が議案や課題を調査研究する上でも、今まではもう、定例会の最中か閉会中の継続審査かという議決を得ないと、常任委員会が開かれなかったんですけども、今後はそういう手続を経なくても、そこと同等ということではありませんけれども、議員がやはり集まって勉強したりいろんな意見を聞いたりとか、その現場を見に行ったりとかという活動はしやすくなりますよと。

それは、当然オープンにできるわけですから、そういう面では、今まで議員がやっていた活動が、オープンにする、町民の皆さんにも分かりやすい形にもなるし、議員もやはり、議

員活動自体が充実する方向に寄与するのではないかなというふうに思いますけれども。

○12番（鈴木 勉君） はい、分かった。

○委員長（山田直志君） よろしいですかね。

ということで、通年会期ということではなくて、この会議規則等を改正をして、常任委員会協議会を議会の会議の一つに加えることで、常任委員会の活動、また議員の活動の充実につながるような方向にするということよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山田直志君） では、そのように、また後で会議規則等の改正については、全員協議会のほうで説明をするということになっておりますので、改正の条文等は後ほど説明をさせていただきます。

2つ目なんですけれども、本会議前の会議についてのことなんですけれども、すみません、資料の4ページ目を見ていただきたいんですが、特にこの間の12月の議会は、本当にちょっとひどかったなというふうに、ちょっと思っているんですが、議案説明会があって、その後全員協議会というような段取りで行われていくということになると、事実上、議会への説明というのはおだなりの説明になっていくというようなことだったと思います。

今後、見直しということと言うと、全員協議会、委員会協議会も含めて、前提行っている、随時行っているということの中で、調整が必要な議案については、議案として固まる前の段階で議会に説明をしていただくと。議案等説明会においては、まさに、まさしく議案の説明という事務的なことで対応を、今後お願いをしたいということです。

この委員会協議会も設けたことによって、協議の場も随時開かれていますし、町のほうに意思決定する前の段階で、議会にも相談できる機会が増えてくるということを期待をしたいということです。

この辺も、今までは委員会協議会とかいうのなかったものですから、絶えず全協かこの議案説明会みたいな形で行っているのかというようなことが、かなり混乱していたので、今回これで、委員会協議会を設けることを含めて、これまでのこの説明のあり方も、協議は全協であれ委員会協議会で議会としていただいて、議案等説明会をしてからは、もうそのまま定例会という流れで、ここはすっきりさせていきたいということです。

○1番（楠山節雄君） ちょっと、考え方とすると、町が進めたい事業だとか予算も含めてのことを、まず全協だとか協議会あたりに提示して、町の今考え方はこうだよという、最終的にこういうふうな形でいきたいよというものを、そこの中で煮詰めて、それで了解をもらっ

たものについて、議案として提示するという形になるということによろしいんですね。

○委員長（山田直志君） 今までは、もう議案として決まった後の協議ということになると、事実的に、もう何の協議は、事実上なかったわけなので、少しでもそういう形で、議員の皆さんの意見等も反映させる機会ができれば、それが一番いいのではないのかなと。

ただ、議案等説明会ということからは、もう町のほうも、そういう町民の皆さんから意見や要望やいろんなこともあり、議会の皆さんの意見も聞いて、最終的にもう決定した段階で、もう議案等説明会は行われてくる。その段階では、もう後は修正するのか否決するのか、附帯決議をつけるのかというような選択肢は、もう絞られる判断しかないだろうと。

○1番（楠山節雄君） この辺のやり方を変えていくというのは、議員の思いと一致をしていくわけではないですか。だから、この辺はしっかりと、やはり町とのすり合わせではないんですけども、こういう形で今度は変更してやってもらいますよというのは、やはり議長通じてになると思うんですけども、しっかりと町のほうに伝える。

○委員長（山田直志君） 決まれば、議長と委員会協議会で設けるということで、会議規則の改正をします、こういうことにしますよということ、お願いは申入れ等で、これが委員会の終わった後、町長の都合がつく範囲で早めにそういうことをして、今後につなげたいと思います。

○10番（内山慎一君） 前の時は、議案説明会がなくて、常任委員会のほうで議案に出すに出すものを、提案したのについて、いろいろそこにご意見を聞くことがあったんですけども、そうすると実際に、その議案について当局が引っ込めるとか、そういうことも万一のこともあるものだから、実際に今の、今度のやり方だと、逆にその議案に提出するような案件について、議会で常任委員会でもんでもらって、その中で今度は当局側としては議題にかけるものを確定して、議案説明会にするということの意味で考えていくということによろしいわけでしょうかね。

○委員長（山田直志君） そうです。

今までは、特に一番皆さんが思っているのは、もう決まったものの説明だけで、ただ本当に押しつけられているような格好だったんですけども、今言ったように、もっと早めに、全協であれ委員会協議会があるわけですから、これは当局が上手にそこを使っていただくということが一番大事なんですけれども、投げかけを早めにしていただければ、議会の皆さんも議論も研究調査する、例えば今の風車みたいに、丁寧にやっていただければ、その間みんなが勉強もできるし、その意見は出せるわけなので、そういうことが増えていけば、一番い

いんだろうなど。ただ結果の報告だけではなくて。

この辺では、委員会、議案説明会にしたけれども、結局、議案説明会でも、当局もまだ何か協議事項だったり、何か報告したいのか、相談したいのか、ぐちゃぐちゃだったので、この辺も、協議はもうちゃんと前にしてください、議案ができた段階ではもうちゃんとその考え方を説明してくださいということで、協議と、やはり報告はもうしっかり分けて報告、そういう形で、委員会協議会をつくることで、そのところがもっとすっきりと行くんではないかなと。あとは活用してもらえるかどうかという。

○12番（鈴木 勉君） 今の議論の中で、僕ちょっと必要ではないかなと思うのは、全てというものではないと思うんですよ。

その重要性だとか、重さというものをちゃんと加味していかないと、全てそれをやるとなったら大変に、その議会の議員の皆さん方の仕事が増えてしまうから、そこら辺をちょっと、加えるべきではないかなとは思いますが、重要課題とかあるではないですか。

そこら辺は、どうなるのかね。

○委員長（山田直志君） 1ページ目にも書いてあるように、委員会協議会のやつについての、やはり常任委員会でいろいろ決める、議員としての議題のものと、当局からやはり、相談調整があった議題と、当然分かれてくるんで、これについては、基本はもうその2つですけども、どうしても当局は出したくないけれども、議会はどうしても出してよというようなものが出てくるかもしれませんけれども、現状で、そこまで含めてどう対応するかというのは、ちょっと考えていないんですけども、いずれにしても基本は、当局もあること、議会の協議する場があるんで、そこをちゃんと使ってもらう。議会は議員として、そういう集まる場ができたので、そこでしっかり出てきた議案をもんだり、調査をしたり研修をしたり、いろいろ活動をして、出てきたものに対してしっかりと議論できるような準備はすると。

100%の想定はできませんけれども、基本はそういう形で。

○10番（内山慎一君） 今、鈴木さんが言ったようなものもそうだね。重要な案件しか当然、だからスムーズにその議案を、当局側とすれば必要議案出したものについては、そこで審議するなんてこと考えないし、重要な分だけについて、逆に議員からも意見があったり、当局側としては、これについてはこういうことだということの中で、当然なってくると思うんだよ。

だから、いずれにしても、当局側の議案が一遍に本議会に出るようなものではなくて、その中で、間の中で、あらかじめ重要な案件については、議運のほうにも審議してもらおうよう

な場を設けて、協議してもらおうような場を設けてやっていくということが、これ趣旨だから、こういう形が一番いいのではないかなと思いますよ。

そうすると、今度、議案説明会ということの必要性があるかどうかということに、逆になってくることもあると思うけれども、だから重要なものが解決すれば、当局側としても、その議案説明会やらなくてもいいような気持ちもあるか分からないし、あるいは議員側としても、議案説明会については、この間の常任の協議会の中で審議させてもらっているから結構ですといったことも、場合によってはなることもあって、そういうことになる場合があると思いますよ。

○1番（楠山節雄君）　ともかく、町当局と議会側の、やはり考え方のずれというのは出てくる場合があるのではないですか。その場合は、議案説明会等の中でしっかりとそこを審議をして、修正も含めて対応していけば、その辺はクリアできる問題かなとは思いますが。

○委員長（山田直志君）　協議を、とにかく決まったものを説明受けて、何か押し切れちゃうというよりも、とにかく議会として説明を受ける場をまずしっかり設けると。

言われたように、議案説明以降の問題になると、今度はもう、そこはもう、ある面真剣勝負の場ですから、当然、町の判断が当議会としては同意できないなというのは、それは修正であれ、何らかの議員としてのものを加えるというのは、当然議会のルールの問題ですから、とにかく今までは、協議の場が明確になかったということで、そこをやはり、今回の委員会協議会の設置ということで解決をするという、そのことによって役割を整理していくということになるんだと思うんで。

○1番（楠山節雄君）　こういう形で作ってもらえれば、前回のやはりEAST DOCKみたいな、ああいう行ったり来たりみたいなものが、やはりなくなるということなんですよね。

やはり、西塚委員だとか、いろんな委員さんから不安視の声なんかがいっぱい出た中、それを最初に全協の中で提案、提示をしなかったことが、やはり大きな原因ですので、こういう形になってくれば、そこはやはり解消されていくのかなとは思いますが。

○委員長（山田直志君）　そう願いたい部分と、そういうことについて、ただやはり、最終的には当局からやはり、ちゃんと議会への投げかけがないと、分かっているものについて全部説明は求められないので、お互いそのところは、投げかけてもらう部分と、投げかける部分と、お互いやはり、まさに車の両輪にという言葉がいいかどうか分からないですけども、そういう状況で、お互いがお互いを活用し合えばいいんだろうなと思いますけれども。

○12番（鈴木 勉君） 今の話の中で、やはり一番大事なのは、当局側と議会側との信頼性だと思っんですよ。

要するに、僕は今、溝があるといけないよと言っている。溝があったら塞ぐべきだよというのは、やはり信頼性だと思っんですよ。

今までの形の中でいくと、当局側だって、これを先に出してしまったら潰されてしまうのではないかだとかというような、そういう気持ちがあって、もう形ができるまで黙ってしようよといった形の中が、ごめんなさい、今までのやり方だと思っんだよね。

やはりそこを変えていかなきゃいけないよというのが、今の僕たちの協議の、今日やっていることだと思っんですよ。

そういう中では、やはりお互いに信頼し合って、いい意見を出すためには、当局側にも早く物事を示してくださいと、私たちもそれを安易に潰し合うとかではなくて、やはりちゃんと協議した結果として、推進すべき問題だとか、いや、これはやはりちょっともう少し気をつけなきゃいけないんじゃないかとかということを議論して、ちゃんと答申を出すべきだろうと、僕思っただけけれども、そこら辺がはっきりしていけないと、今までの慣例がずっとあるから、当局側も安易にはいよというわけにいかないかと、僕思っただけけれども、どうかな、そこら辺はな。どう考えるかな。

○委員長（山田直志君） 俺に考え、投げかけて活用してもらいたいという期待はしていますけれども、そういう、使うかどうかというのは、本当にそれ、町長、当局の考え方なんで、でも私は、確実に言えるのは、議会としては、委員会協議会を設けたことで話し合う場ができ、常任委員会でメンバーで活動する場がつかれるわけですから、そこは十分に活用することは、議員がみんな話合えばいい話。

当局の話は、そういう要望、申入れは今後しますけれども、そこをどう活用してくれるかまでは、こちらでは言えない範囲なんで、期待はしていますけれども、あとはもう、これは町の考え方なんで、それ以上のことは、私言われても、何とも。

○6番（西塚孝男君） 今委員長が言っているように、だから第1、第3火曜日というのを設けたということは、当局のほうにもそういう、その日はみんな集まることになっているから、話しやすいという場を設けるという意味では、こういう形をしたということだ。

○11番（藤井廣明君） 方向としては賛成なんですけど、これは、こちらからの考え方として言えば、法案が成案になって出てくる前に、議会の意思を少し反映させるような場、そういうような意味もあるんじゃないかという思いで、それで初めて、ああそうかと、議会の意見

を聞いて、修正すべきところは修正して、それで議案として提出するというふうなものが、今まではなかったのではないかという思いがあって、こういったのが出てきたのかなというふうに思うんで、私は歓迎したいと思うんですが、それはまあ、委員長おっしゃるように、当局がそれを、だけれどもあまり重要視しないで、これは大した問題ではないとか、あれはというのは言いましたけれども、そんなふうなことで出さなかったりしたら、これはあまり意味なさないで、有名不実で、もう説明済みみたいなことになって出されちゃうということがあると思うんですよ。

だから、この辺は本当に信頼関係というか、やはり議会制民主主義を守ってもらいたいというふうな思いで、これ、結構強く、当局に要望していくということでもいいのではないかなというふうに、私は思いますけれども。

○委員長（山田直志君） まさにそこだと思います。

その辺いかが、よろしいでしょうか、大体。

今回の、この変わるという、この2つのことで、議会の活動、委員会、議員の活動の仕方も大分変わってくるんだろうと思います。そういう形にしたいというふうに考えています。

なお、すみません、その下のところにあるんですけれども、この間の議案等説明会でも非常に煩雑だった部分もあるし、まだ当局のほうは、何か、何となくまた協議、協議なんだけれども、現実的には全然、協議というのはない形なので、その辺の問題と、資料も議案の成案ができての議案等説明会なら、議案と新旧対照表や説明資料等でやるということで、議案書のコピーは本当に要らないんだろうなど、もう少しここは簡素化していただくところも必要かなというふうには思っています。

あくまで説明会ですから、出す議案の説明の根拠となるような資料等を提出していただいて、それに基づいて説明をしていただくというような形でいいのではないかというのが1つと、あとやはり、皆さんも感じたと思うんですけれども、実績による精算だとか工事差金だとかというのは、まあ見れば分かる範囲なんで、まあその辺は読まなくても、そこにあるように、ただし特殊要因で新たなものだとか、何か特殊なもの、制度改正だとか、いろんなものがあって減になるとかという要因は、ちゃんと御説明いただく必要があるけれども、この辺についても、議案等説明会の内容をそれに準じて見直ししていただくといいのかなということでございます。

この辺もよろしいですか。

○1番（楠山節雄君） 委員長、どうもすみません。

先ほどちょっと確認し忘れたんですけれども、前にもその辺の話が出たと思うんですけれども、第1、第3設定したではないですか、火曜日ですけれども、そこが祝日だとかの取扱いはどういうふうにしましたっけ。

○委員長（山田直志君）そこは決まってはいません。なので、これは今後どうするかというのを、できるだけ、委員会ごとで、ここで何かまた申合せや何かで、前寄せるとか後寄せるとかということのあれはしていませんので、今後、運用の中で決めていただきたいと思うんですけれども、ルール化が必要であれば、全員いますから、今日1人休みですけれども、決めていけばいいのかなと思います。

○1番（楠山節雄君）忘れないように、今ちょっと入力をし始めたら、5月が連休。

○委員長（山田直志君）第1だよ。

○1番（楠山節雄君）第1が連休だもんで、あれ、こういう連休のときには、とりあえずお休みにするのかなとかと思ったもんですから、すみません、申し訳ありません。

○委員長（山田直志君）じゃ、ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時21分

○委員長（山田直志君）休憩を閉じ、再開します。

委員会の開き方の問題等は、また今後、まだいろいろ決まっていなかったことは多いので、これからみんなで決めていく部分とありますが、いずれにしても3月はもう定例会があるということで、4月6日につきましては、特別委員会を開催をしたいと思いますので、この日程については今日の段階で確認をしてください。

4月・5月の問題については、またそれまでに正副委員長、事務局で検討して、また皆さんに御提示したいと思います。

そんな形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（山田直志君）あと、皆さんのほうからは何かありますか。この辺、今回は結構、委員会の、常任委員会の活動の見直しと本会議前の会議の問題が中心でしたけれども、そのほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長(山田直志君) では、以上で委員会、特別委員会のほうは閉会にしたいと思います。

すみません、10時35分から全員協議会をこの場でやるそうですので、お集まりください。

会議規則の説明があります。

閉会 午前10時22分